第一回定例市議会から
三十四年度豫算などを審議

昭和三十四年度予算を主とする第一回定例市議会は三月十日招集され、十九日に閉会しましたが、この十日間の議会で次のことがらが議決されました。

とくにこの議会は四年間議員として市政審議に参与されました議員の方々にとつては任期最終の議会でしたので、終始真剣に議事にとりくまれ、それに三十四年度の市の仕事の方向を示す市長の施政方針やそれに伴う新年度予算など、市政にとつて重要な事がらが熱心に審議がつくされました

▽市長の昭和三十四年度施政方針

昭和三十四年度の予算を裏付ける市長の施政方針演説は議会のへき頭次のことがらを主軸として、進むことが明確に打出されました

1 健全財政の堅持
2 産業立地政策の確立
3 商工業の振興と生産力の増強
4 港灣の早期整備
5 文教の振興と民生の安定

このように繼続審議中であつた訴の提起一件は原案否決になりましたが、他の議案四十二件、報告七件、請願陳情十七件、動議二件は全部可決並びに採決されました。

△昭和三十二年度留萌市各会計歳入歳出決算の認定

△昭和三十三年度留萌市歳入歳出更正予算

△昭和三十三年度留萌市上水道費歳入歳出更正予算

△昭和三十三年度留萌市國民健康保険費歳入歳出追加更正予算

△昭和三十三年度留萌市国民健康保険東病院費歳入歳出更正予算

△昭和三十三年度留萌市国民健康保険西病院費歳入、歳出更正予算

△昭和三十三年度留萌市国民健康保険診療所費歳入歳出追加更正予算

△昭和三十四年度留萌市歳入歳出予算

△昭和三十四年度留萌市各特別会計予算

△一時借入金について

昭和三十四年度各会計の予算内の支出をするため次のような一時借入金をする。

一般会計六千万円
上水道費五百万円
国民健康保険費一千三百万円
國民健康保険東病院費　七百万円
國民健康保険西病院費　七百万円

△車両購入について

広報活動やその他の公用に使用する普通自動車一台と、し尿吸引車一台を新たに購入するもの。

△土地買収について

留萌港の東岸地帯である船場町の一町五畝十七歩を國鉄から將來の工業用地に充当するため買上げるもの。

△短期公債發行について

三十四年度の資金繰をするために三千万円以内で第十二回短期公債証券を發行するもの。

請願

△副港浚渫促進について

副港東側は埋つて船積木材の編筏にこまるので、水深一米約一万五千立方米の土量を浚渫して欲しいというもの。

△車検場の設置と協会助成について

日通留萌支店長外二名

市内の自動車はどんどんふえていますし、事故も多くなつていますので、昨年留萌交通安全協会が誕生しましたが、この事業資金として助成してほしいということゝ、是非車検場を設置してほしいというものです。

留萌交通安全協会長　山下　岩吉

△元町消防団詰所の建築方について

昨年の元町大火で消防団の詰所が焼けましたので早くこの建物をたてゝほしいというもの。

元町地区住民代表　四十栄助三郎外十五名

昭和三十四年度豫算てきまつた市の主な事業

△市役所廰舎の新築工事　二、〇〇〇万円

△元町消防車庫新築工事
水利施設新設及び補修
消防用機械器具整備　二五七万円

△元町土地区画整理事業
花園町土地区画整理事業
中部土地区画整理事業　一五二万円

△禮受小学校校舎屋体新築工事　一、三〇七万円

△緑丘小学校増築工事　五九五万円

△公営住宅建設工事二〇戸　七三八万円

△災害公営住宅建設工事三五戸　一、二九二万円

△塵芥焼却場建設工事　五三七万円

△カタクチイワシ漁業試験調査　三〇万円

△沿岸魚田改良事業　二一五万円

△工業用水調査
都市不燃化対策調査
ダム調査
産業立地條件調査　九〇万円

△中小企業振興資金貸付金　五〇〇万円

△低位経済農漁家畜産振興資金　三一三万円

昭和三十四年度

第一次陸・海・空

自衛官募集

願書提出期限　三月一日から四月十五日まで

☆詳細は市役所総務課庶務係えお問合せ下さい

中小企業に二千万円融資
飼い犬は表示の義務を

～新しい條例解説～

こんどの三月議會できまつた市民に特に深い關係のある條例は次のとおりです。

▽留萌市中小企業特別融資制度

市内の中小企業の育成振興と経營の合理化を促進し、その経済的地位の向上と事業運営の基礎となる金融の円滑化を図るため、市、道信用保証協会及び市中金融機関と相提携して融資の途を開こうとするものです。内容は

1 運転資金の場合は
協同組合、企業組合は
一件につき五十万円以内
その他の場合は
一件につき三十万円以内

2 設備資金の場合は
協同組合、企業組合は
一件につき百万円以内
その他の場合は
一件につき五十万円以内

を貸出し、その期間は
運転資金　六カ月以内
設備資金　三カ年以内

で、原則的に物的担保を必要とし、運転資金二十万円以内の場合は確実な連帯保証人二名以上をつければ担保をのぞくことが出来、利率は日歩三錢以内で、金融機関と協定することになつております。なおこの窓口は市（経済課）、商工会議所、拓銀、信金です。この制度は四月一日から実施しております。

▽留萌市畜犬取締り及び野犬掃とう制度

野犬はもちろん、畜犬の人畜への被害を防ぐため昨年つくつた制度を廃止し、新しくこの制度をもうけて畜犬の取締りを更に強化することになりました。それで

(一)警察犬、狩猟犬又は牧羊犬をその目的に使用するとき。

(二)人または家畜に危害を加えるおそれのない場所、または方法で畜犬を訓練したり、または移動させるとき。

以上(一)(二)に該当しない犬は全部取締りの対象になります。

(三)その他規則で定める場合を除いては、必ず二米以内の鎖でつないで飼はなければならないし、その飼つている場所には必ずきめられた表示をしなければならないことになりました。

▽留萌市國民健康保険條例

この條例は昭和二十七年から施行されていましたが、これを廢止して、新たに四月一日から施行されるもので、その主な点をあげると、例えば被保険者の病院代は半額を病院に支払えばよいこと、被保険者が出産したときは助産費として五百円、死亡したときは葬祭費五百円を支給されること、歯科診療には歯科補綴だけは自費ですが他は半額支払えばよいことになつております。

なお国民健康保険醫であれば全道どこでも被保険者証を示して窓口で五割給付を受けらるれることゝになりました。従つて従前の療養費の支給については特別の理由のない者は承認されませんので、とくに注意して下さい。

▽留萌市税條例の一部改正

これは国民健康保険税を徴收する場合の特例をきめたもので、今までは保険税を課税するとき市民税の所得割額によつて算出していたものを、今年からは前年度分の健康保険税を一應保険税として徴收し、その後市民税の所得額が確定したときにこれによつて算出し、過拂い分の返還或は不足額の徴收をしようとすることになりました。

若し当該年度分の保險税額が前年度の保險税額の二分の一に相当する額に満たないことになると認められるときは、納税者は徴税令書の交付を受けた日から三十日以内に市長に税額の修正を申し出ることができます。

なお

①生活保護法の規定による保護を受ける者。

②天災その他特別の事情があると認められる者は減免することが出来るようにきめられています

はかりを貸します

商工係

私達は毎日いろいろの買物をしますが、その量に多い少いがないでしようか。値段が安いと思つて買つても、目方が不足では、なんにもなりません。お買物には先づ値段、そうして正しい目方で売る店をえらぶことです。正札、正量こそ本当のサービスです。

私達は家庭にはかりを備付けて、買つたものを計つてみましよう。そこに生活合理化の第一歩、むだのない暮しがあるのです。

今度市役所では次のように〃はかり〃をお貸しすることになりました。みなさんのご利用をお待ちしております。

一、貸出台數　自動はかり五台
二、貸出期間　十日間
三、料金　無料
四、申込先　商工係

街を郷土を
緑につゝみましょう
緑の羽根共同募金運動

四月二十日より
〃　三十日まで

不在者投票制度の解説①

一、不在者投票制度のわけ

選挙の当日正しい理由があつて投票所に行つて投票することができない人のために、投票日の前にあらかじめ投票する途を与えようとするのがこの制度です

二、不在者投票をすることができる期間

知事選挙の場合は
昭和三十四年三月二十九日午前八時半から四月二十二日午後五時まで。

道議会議員選挙の場合は
仝年四月八日午前八時半から四月二十二日午後五時まで。

市議会議員選挙の場合は
仝年四月十八日午前八時半から四月二十九日午後五時まで。

三、不在者投票をすることができる者

基本選挙人名簿か補充選挙人名簿にのつている者で、きめられた理由により選挙の当日自分が投票所に行き投票をすることができない旨を証明するものに限られます。

四、不在者投票をすることができる理由

イ、選挙人が市の区域外で職務又は業務に従事中であるべきこと。

ロ、選挙人がやむを得ない用務又は事故のため、市の区域外に旅行中又は滞在中であるべきこと。

ハ、選挙人が病気、負傷、妊娠、不具又は産褥にあるため出歩るくことが大変困難であるべきこと、或は監獄もしくは少年院に収容中の者であるべきこと。

ニ、交通不便な離島その他の地で、命令で定める地域に居住中もしくは滞在中又はその地域で職務または業務に従事中であるべきこと。

五、不在者投票をすることができる事由の証明

前記の証明をしてくれる人は法律で次のようにきめられています。

イの場合

選挙人が従事している職務もしくは業務に係る官公署、会社、事業所その他これらに準ずるものの長またはその代理人（船員の場合は船長を含みます）

▲「これに準ずるものの長またはその代理人」と云うのは、個人の商店に雇はれている者については店主、またはその代理人であり、獨立營業をしている者は自分です。また家事に従事する妻子の場合には世帯主が、無業の場合は自分です。學生については学校長またはその代理人です。

ロの場合

選挙人が従事している職務もしくは業務の官公署、会社、事業所、その他これに準ずるものの長もしくはその代理人、醫師、歯科醫師、助産婦、選挙人の住所地の市町村長又はその用務もしくは事故のため旅行中又は滞在中であるべき地の市町村長です。

▲旅行地又は滞在地に出發する前ならば通常住所地の市町村長でよく、また社用により出張する場合には社長でよいし、病院に入院するためであれば醫師等でもよい。また旅行地又は滞在地に到着してからは、通常滞在地の市町村長でよく、また病氣などの事故の場合は醫師でもよい。

ハの場合

醫師、歯科醫師もしくは助産婦又は監獄の長、代用監獄の管理者もしくは少年院の長である。

▲病人もしくは姙産婦で手術又は分娩の予定のため投票の当日、投票所に行くことができないと思われるものは、前記の長の証明によつて、その期間中に、不在者投票管理者の管理する投票記載場所で投票することができます。自宅において療養中の重病人はこのハに該当しても、実際問題として、不在者投票記載所に行くことができない以上投票はできないこととなります。

ニの場合

選挙人が従事している職務もしくは業務に係る官公署、会社、事業所その他これらに準ずるものの長又はその代理人及び居住地又は滞在地の市町村長です。

六、不在者投票管理者

1 その選挙人の登録されている選挙人名簿の屬する市町村で投票をしようとするときは、その選挙管理委員会の委員長

2 その選挙人の現に旅行し又は滞在もしくは職務又は業務に従事している地の市町村で投票をしようとするときは、その市町村の選挙管理委員会の委員長

3 都道府縣の選挙管理委員会が指定する病院に入院中の者又は国立保養所

（以下三面）

一般會計豫決算表

（単位 千円）

歳入				歳出							
款別	昭和34年度 予算	昭和33年度 決算見込	昭和32年度 決算	款別	昭和34年度 予算	昭和33年度 決算見込	昭和32年度 決算	款別	昭和34年度 予算	昭和33年度 決算見込	昭和32年度 決算
市税	128.876	124.271	121.924	議会費	5.968	5.787	5.624	選挙費	3.029	2.688	2.290
地方交付税	71.411	70.071	67.150	市役所費	59.670	39.363	37.193	公債費	50.469	50.150	42.996
使用料手数料	20.184	17.563	17.011	消防費	21.836	20.574	20.259	諸支出金	26.944	19.538	41.187
國庫支出金	69.133	68.521	50.304	土木費	7.809	11.092	23.645	予備費	1.741	529	
道支出金	7.879	5.069	3.549	港灣費	4.503	7.590		災害復旧費	0	38.839	[illegible]
市債	49.000	22.780	14.550	教育費	53.073	52.136	32.410				
その他	40.011	54.283	33.165	社会及労働施設費	102.355	85.933	74.566				
				保健衛生費	16.164	9.304	9.840				
				産業経済費	23.280	16.795	12.694	合計	386.494	369.558	307.589
				財産費	1.478	9.040	4.753				
合計	386.494	362.558	307.653	統計調査費	175	200	127	歳入歳出差引額	0	△ 7.000	64

グラフでみる留萌③
農業形態
農作日數は内地の6割
一戸當耕作積面は全道の半分

留萌の農業は安政の末年（約一〇〇年前）庄内藩が優別に入つて畑と水田を同時に開拓したのが始まりのようですが、これは道内で渡島の大野村で水稲がつくられてから約一七〇年も遅れて出發したことになります。

北海道の農業の特徴は一戸当りの耕作面積が広く（全國〇、八五町、全道三、三町、留萌市は一、八二町）機械や大農具をつかつた大農方式であることです。―これは北海道の農業がきびしい自然條件にそくばくをうけながら、これを克服しようとして育つた結果にほかなりませんが、留萌の場合は全道の半分より耕地をもつていないことになり耕地の不足を物語つています。

農作日数比較

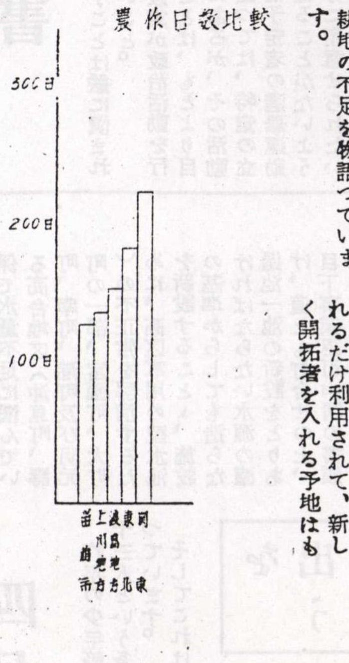

こゝでの農作期間は年間一二四日～一三三日で、関東地方の二二〇日に比べれば約六割より田畑で働ける日がないことになります。

それで農繁期の労働時間が長く、農閑期と農繁期の労働時間の差が甚だしいし、二毛作の可能性は全く見出せません。

三〇年度の作付面積では全道二三市平均で水田と畑の比率は二三%、七七%であるのに対し当市は四二%、五八%でいかに開田が進んでいるかを物語つています。

一方所有関係では戦後の農地改革で、ほとんど大農場が消え、今では小作農が全農家の一一%に減りました。

農家の生産年令人口は全市の一七%であるのに（全道市は一三%）生産はわづかに全市生産の七%よりなつていないのは農家収入の低さを示しているのでしょう。

耕地はもう殆んど利用されるだけ利用されて、新しく開拓者を入れる予地はもちませんし、古くからいる農家の酪農経營にようする採草地放牧地、それに沿岸漁家のくらしの安定をはかる高台地、傾斜地をきりひらくよりその余地は發見されない現況です。

三三年度の産米は一万三千石（一九五〇t）道民一人当り消費は年八斗（一二〇kg）ですから、まだ市民需要の四割より生産されていません。

しかも三十四年の豊作によつてあらためて、道産米の質（味）が問題になつてきましたし、水稲は國全体からみればようやく近いうちに過剰生産になる可能性もあるそうですから、今のうちに多角経営の基礎をつくつておく必要もあるわけです。

一戸当耕作反別（昭和30年）

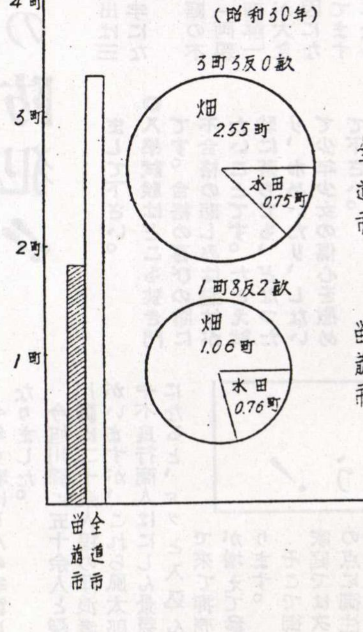

水田畑耕作面積（昭和30年）

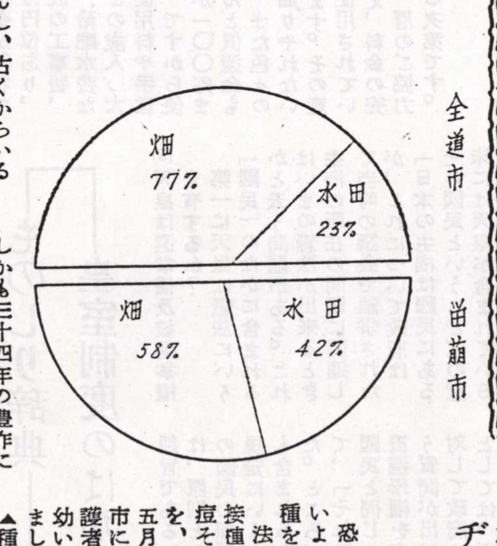

33年の留萌市生産額

（単位 千円）

農産	228.857
林産	55.629
畜産	15.055
工産	582.392
水産加工	975.969
礦産	267.458
水産	357.[illegible]
合計	2.483.08[illegible]

市税の納期

本年度市税の納期は次の通りです。

◉固定資産税（含都市計画税）
第一期　四月三十日
第二期　七月三十一日
第三期　九月三十日
第四期　十一月三十日
（第一期は前年度と違いますからご注意下さい）

◉市民税
第一期　六月三十日
第二期　八月三十一日
第三期　十月三十一日
第四期　十二月二十日
（均等割だけの納期は六月三十日です）

◉軽自動車税
全期　五月三十一日

◉犬、ミシン税
全期　五月三十一日

▽納入は納期内に

▽納税組合を作りましょう

山火注意
火入には許可を

種痘とヂフテリアの

予防接種を受けましょう

恐しい傳染病にかからないようにするには、予防接種を完全にうけることです

法に定められている予防接種のうち、ヂフテリアと痘そう（種痘）の予防接種を、市では今月十二日から五月二十七日までの間に全市にわたつて行います。保護者は必ずこれを受けて、幼い子供を傳染病から守りましよう。

▲種痘
①生後二月から十二月の間
②小学校入学前六月以内
③小学校卒業前六月以内

▲ヂフテリア
①生後三月から六月までの間
②前記終了後十二月から十八月の間

詳しいことは市厚生課に聞いて下さい。

公明選挙

投票日をお忘れなく！

知事	4月23日
道議会議員	4月23日
市長	4月30日
市議会議員	4月30日
町村長	4月30日
町村議会議員	4月30日

みなさん！
私は公明選挙と申します。
清き一票をお願いします。
公明選挙

不在者投票制度の解説②

（二面より続く）

に入所中の者の不在者投票については、その病院の院長又は国立保養所の所長

4 監獄又は代用監獄に拘禁中の刑事被告人、被疑者及び拘留の刑に処せられた者、並びに勞役場に留置中の罰金又は科料の刑に処せられた者の不在者投票については、その監獄の長又は代用監獄の管理者。

5 少年院に收容中の保護處分に付された者の不在者投票については、その少年院の長となつている

七、不在者投票の手續

(1)選挙人が選挙人名簿に登録されている市町村で投票する方法。

(イ)投票用紙及び封筒の請求を選挙人が名簿に登録されている市町村の選挙管理委員会の委員長に不在事由証明書を添えて直接又は郵便で申込まなければならない。

(ロ)(イ)の手続により投票用紙及び封筒の交付を受けた選挙人は、選挙の期日の前日までに、その市町村の選挙管理委員会の投票記載所において、自ら投票用紙に候補者の氏名を記載して不在者投票用封筒に入れて封をしその表面に署名して不在者投票管理者に提出しなければならない。

(2)選挙人が選挙人名簿に登録されている市町村以外の市町村で投票する方法

(イ)投票用紙及び封筒の請求手続は(1)の(イ)の場合と同様ですが、請求の際投票しようとする市町村名を合せて申し立てなければならない。

(ロ)選挙管理委員会の委員長は(イ)の請求を受けた場合は、投票用紙及び封筒の交付に当り、併せて不在者投票証明書を作製し、これを不在者投票証明書用封筒に入れて封をし所要事項を記載して選挙人に交付する。

(ハ)(イ)及び(ロ)により投票用紙及び封筒並びに不在者投票証明書の交付をうけた選挙人は、その投票をする旨申し立てた市町村の選挙管理委員会に行き投票用紙及び封筒並びに不在者投票証明書を封筒に入れたまま提出し点検を受けてから投票しなければならない。投票の手続きは(1)の(ロ)の場合と同様です。

以上

みて聞いて
なお確めて
この一票